

建設委員会議案説明資料

令和3年3月12日

件名	頁
1 第27号議案	足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例・・・・・・・・・・ 2
2 第28号議案	足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例・・・・・・・・・・ 10
3 第29号議案	足立区区営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 21
4 第30号議案	足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 25
5 第31号議案	足立区景観条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 27
6 第32号議案	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 30
7 第33号議案	足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 54
8 第34号議案	特別区道路線の認定について・・・・・・・・・・ 58
9 第35号議案	特別区道路線の廃止について・・・・・・・・・・ 59

(都市建設部)

第 27 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 12 日

件 名	足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
所管部課名	建築室建築調整課
内 容	<p>1 制定理由 駅前の交通利便性の向上を図りつつ、連続した店舗を誘導し回遊性の高いにぎわい空間の創出等により、魅力高い市街地環境を形成するため、東京都市計画地区計画綾瀬駅東口周辺地区地区計画（令和 2 年 12 月 28 日足立区告示第 590 号）が都市計画決定された。そのため、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例を制定する。</p> <p>2 制定概要（「制限の概要」別紙 1 参照 P 3） 次に掲げる規定により条例を構成する。 （1）建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（第 3 条～第 6 条） ア 建築物の用途の制限（別紙 1 ルール 1） イ 建築物の敷地面積の最低限度（別紙 1 ルール 2） ウ 壁面の位置の制限（別紙 1 ルール 3） エ 垣又は柵の構造制限（別紙 1 ルール 4） （2）制限の緩和、特例及びその他（第 7 条～第 13 条） ア 1 の敷地とみなすことによる制限の緩和 イ 既存の建築物に対する制限の緩和 ウ 公益上必要な建築物の特例 エ 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置 オ 委任 カ 罰則</p> <p>3 制定内容 「位置図」別紙 2 参照 P 4 「条例案」別紙 3 参照 P 5～9</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。

ルール1 建築物等の用途の制限 【駅前大規模用地地区のみ】

駅前通りに接する敷地のうち、駅前通りに面する1階及び2階部分の **主たる用途** は、下記の(1)～(3)に限定されます。

- (1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの
- (2) 事務所
- (3) 保育所

※ただし、住宅に付帯する玄関等共用部分は、建築できない用途から除きます。

ルール2 敷地面積の最低限度

駅前大規模用地地区で、新たに敷地を分割する場合の最低限度は次のとおりです。

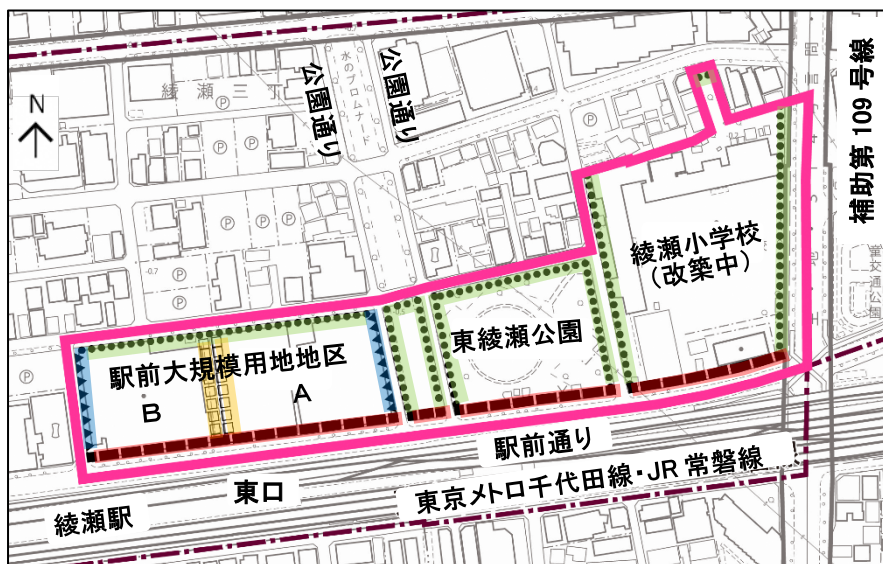
駅前大規模用地地区A	駅前大規模用地地区B
3,000 m ²	2,500 m ²

ルール3 壁面の位置の制限

下図に示す壁面の位置の制限1号～3号は道路境界線から、4号は敷地境界線から、それぞれ定められた距離以上、建築物の外壁等を後退させて下さい。

※建築物の外壁等は、建築物の外壁又はこれに代わる柱ほか、ベランダ及びバルコニー等を含みます。

<壁面の位置の制限を定める位置>

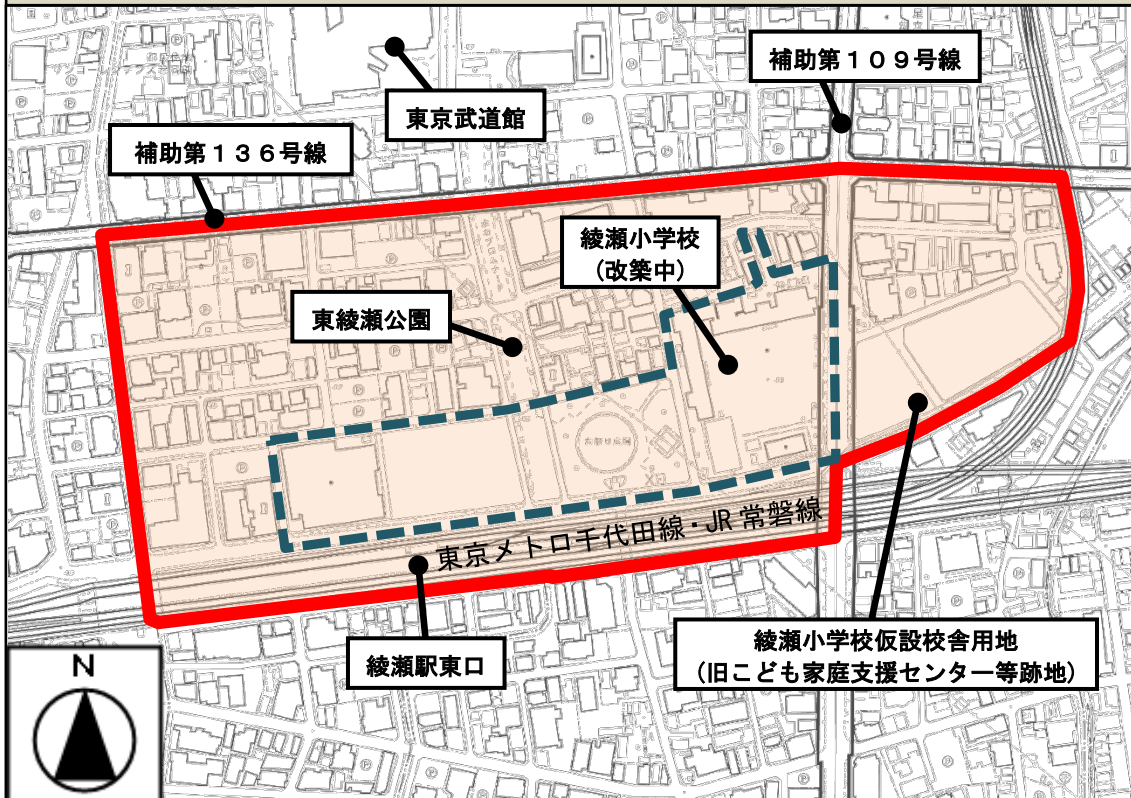




- - - - 壁面の位置の制限1号 (駅前通り) 道路境界線から3m
- - - - 壁面の位置の制限2号 道路境界線から1.5m
- 壁面の位置の制限3号 道路境界線から0.5m
- - - - 壁面の位置の制限4号 敷地境界線から1.5m

ルール4 垣・柵の構造の制限

安全でうるおいのあるまち並みとするため、道路に面して設ける垣や柵の構造は、生け垣又はフェンスに限ります(コンクリートブロック造などは高さ0.6m以下まで)。

綾瀬駅東口周辺地区位置図



-  地区計画の区域
-  条例の適用区域

足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な市街地環境を確保することを目的とする。

（適用区域）

第 2 条 この条例の適用を受ける区域は、令和2年足立区告示第590号に定める東京都市計画地区計画綾瀬駅東口周辺地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。

（建築物の用途の制限）

第 3 条 地区整備計画の区域において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物を建築してはならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第 4 条 建築物の敷地面積は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄の数値以上でなければならない。ただし、足立区細街路整備条例（平成24年足立区条例第61号）に基づき指定された路線の拡幅又は築造により敷地面積が当該数値未満となる場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、公共施設の整備により分割された土地は適用しない。

3 第1項の規定は、法第44条第1項ただし書に規定する建築物については、適用しない。

4 第1項の規定は、同項の規定の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 第1項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

（2） 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

5 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用

されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。)

(3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による第一種市街地再開発事業(同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。)

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業(同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。)

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業(同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。)

6 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

7 第1項の規定は、区長が良好な居住環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないと認めた場合は、適用しない。

(壁面の位置の制限)

第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(ベランダ及びバルコニー等を含む。)から道路境界線及び隣地境界線(地区計画の都市計画決定の告示日における道路境界線及び隣地境界線とする。)までの距離の最低限度は、地区計画の計画図3に示す壁面の位置の制限の数値とする。

(垣又は柵の構造制限)

第6条 建築物に付属する塀で道路に面する部分の構造は、当該道路面より0.6メートルを超える高さの部分について、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造

又はこれらに類する構造としてはならない。ただし、法令等の制限上やむを得ないものは、この限りでない。

(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第7条 法第86条第1項又は第2項の規定により認められた一団地内に1又は2以上の構えを成す建築物又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築物が建築される場合において、当該区域内に存することとなる各建築物に対する第4条の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

2 法第86条第8項の規定により公告された対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前項の規定を準用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第3条、第5条及び第6条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 法第3条第2項の規定により第3条、第5条及び第6条の規定の適用を受けない建築物について、増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が50平方メートルを超えず、かつ、基準時における床面積の2分の1を超えない場合においては、当該建築物のうちこれらの規定に適合しない既存部分について、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条、第5条及び第6条の規定は適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第3条、第5条及び第6条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条、第5条及び第6条の規定は適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第9条 区長がこの条例の各規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物又は建築物の敷地については、その許可の範囲内において、当該各規定は適用しない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における建築物の用途の制限に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場

合に限り第3条の規定を適用する。

- 2 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における敷地面積の最低限度に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場合には限り第4条の規定を適用する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第5条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (2) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことによって、同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

- 2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して前項の刑を科する。

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

地区の区分	ア	イ
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度
駅前大規模用地地区A	1 壁面の位置の制限（地区計画の計画図3に示す壁面の位置の制限をいう。以下同じ。）1号に接する敷地において、1階及び2階部分について、壁面	3,000㎡

	<p>の位置の制限1号が定められた道路に面する部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物。ただし、住宅に付帯する玄関等共用部分についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 保育所</p> <p>2 1の場合において、壁面の位置の制限1号が定められた道路に連続し、幅員14m以上の道路等が設けられたときは、当該道路等の部分を、壁面の位置の制限1号が定められた道路に面する部分に含むことができる。</p>	
駅前大規模用地地区B	<p>1 壁面の位置の制限1号に接する敷地において、1階及び2階部分について、壁面の位置の制限1号が定められた道路に面する部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物。ただし、住宅に付帯する玄関等共用部分についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 保育所</p>	2,500㎡
公共施設地区		

第 28 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 12 日

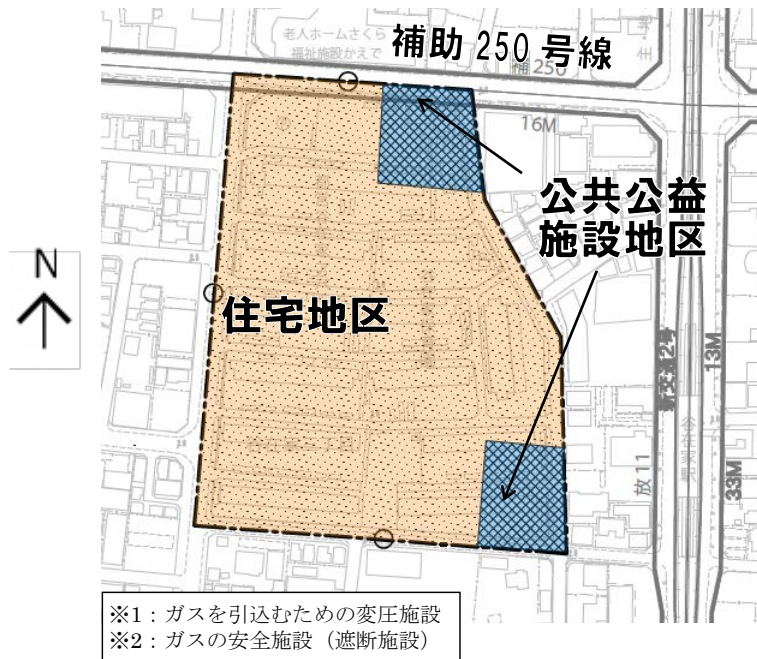
件 名	足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
所管部課名	建築室建築調整課
内 容	<p>1 制定理由 都営谷在家アパートの建替えを適切に誘導し、良好な住環境を形成し、安全・安心で快適に暮らせる住宅市街地の形成を図るため、東京都市計画地区計画谷在家三丁目地区地区計画（令和 2 年 12 月 28 日足立区告示第 592 号）が都市計画決定された。そのため、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例を制定する。</p> <p>2 制定概要（「制限の概要」別紙 1 参照 P 11～12） 次に掲げる規定により条例を構成する。</p> <p>（1）建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（第 3 条～第 9 条）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 建築物の用途の制限（別紙 1 ルール 1）</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 建築物の容積率の最高限度（別紙 1 ルール 2）</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 建築物の建蔽率の最高限度（別紙 1 ルール 2）</p> <p style="margin-left: 2em;">エ 建築物の敷地面積の最低限度（別紙 1 ルール 3）</p> <p style="margin-left: 2em;">オ 壁面の位置の制限（別紙 1 ルール 4）</p> <p style="margin-left: 2em;">カ 建築物の高さの最高限度（別紙 1 ルール 5）</p> <p style="margin-left: 2em;">キ 垣又は柵の構造制限（別紙 1 ルール 6）</p> <p>（2）制限の緩和、特例及びその他（第 10 条～第 16 条）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 1 の敷地とみなすことによる制限の緩和</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 既存の建築物に対する制限の緩和</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 公益上必要な建築物の特例</p> <p style="margin-left: 2em;">エ 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置</p> <p style="margin-left: 2em;">オ 委任</p> <p style="margin-left: 2em;">カ 罰則</p> <p>3 制定内容 「位置図」別紙 2 参照 P 13 「条例案」別紙 3 参照 P 14～20</p> <p>4 実施年月日 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。

ルール 1 建築物の用途の制限

地区を2つに分け、それぞれの地区ごとに、建てられる建物を制限します。

【建築物等の用途の制限】

住宅地区	公共公益施設地区
<p>主に次の建物が建築できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅、寄宿舎 ● 集会所 ● 診療所 ● 店舗、飲食店などで、床面積の合計が 500 m²以内のもの ● 巡査派出所、公衆電話所など ● 消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫 ● ガバナーステーション※¹、バルブステーション※² <p>上記の建築物に附属するもの</p>	<p>主に次の建物が建築できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅、寄宿舎 ● 学校 ● 老人ホーム、保育所など ● 病院、診療所 ● 巡査派出所、公衆電話所など ● 消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫 ● ガバナーステーション※¹、バルブステーション※² <p>上記の建築物に附属するもの</p>



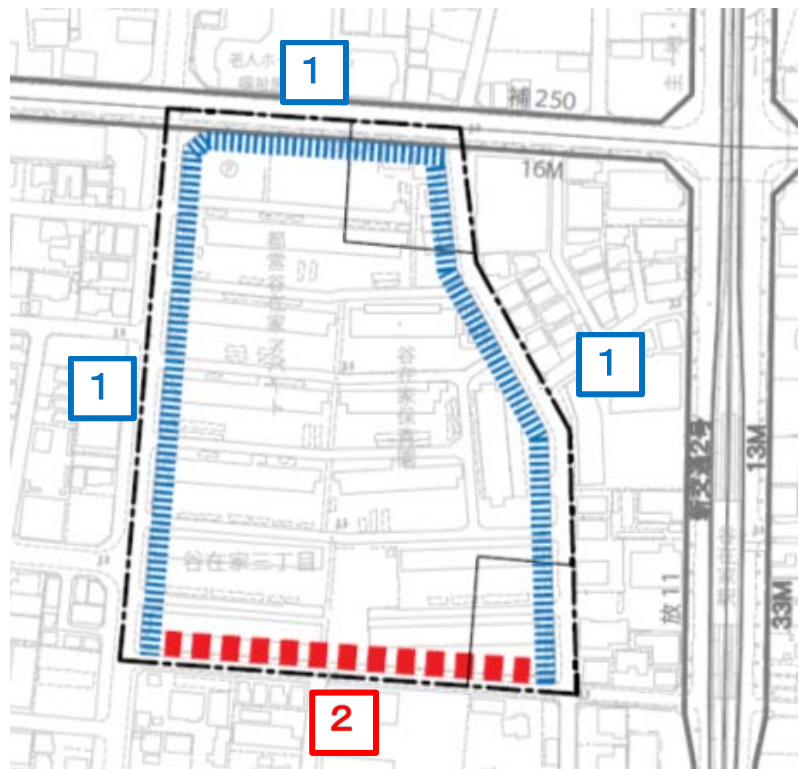
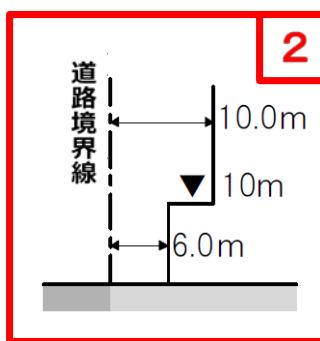
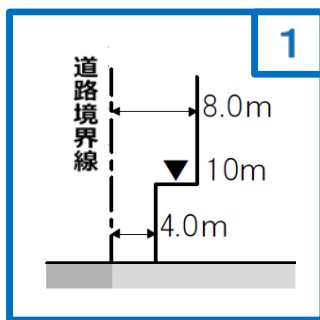
ルール 2 容積率・建蔽率の最高限度

ルール 3 敷地面積の最低限度

地区の区分	住宅地区	公共公益施設地区
容積率の最高限度	150%以下	—
建蔽率の最高限度	40%以下	—
敷地面積の最低限度	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上

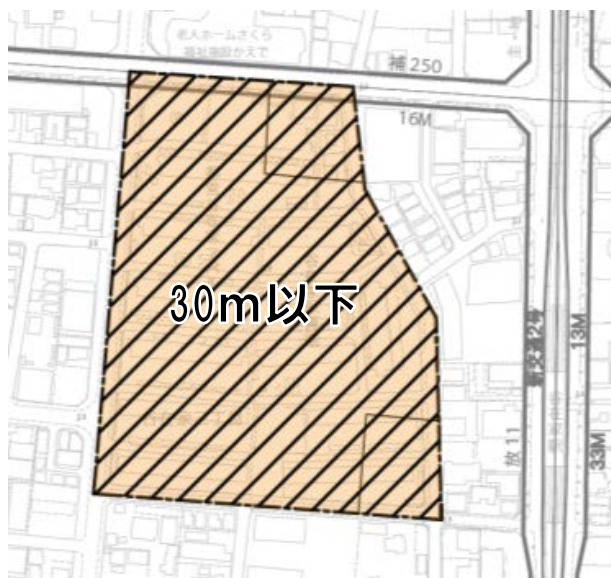
ルール4 壁面の位置の制限

周りの環境に配慮するため、道路境界から建物までの距離を制限します。



ルール5 建築物の高さの最高限度

建物の高さを30m以下に制限します。

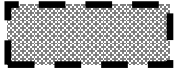
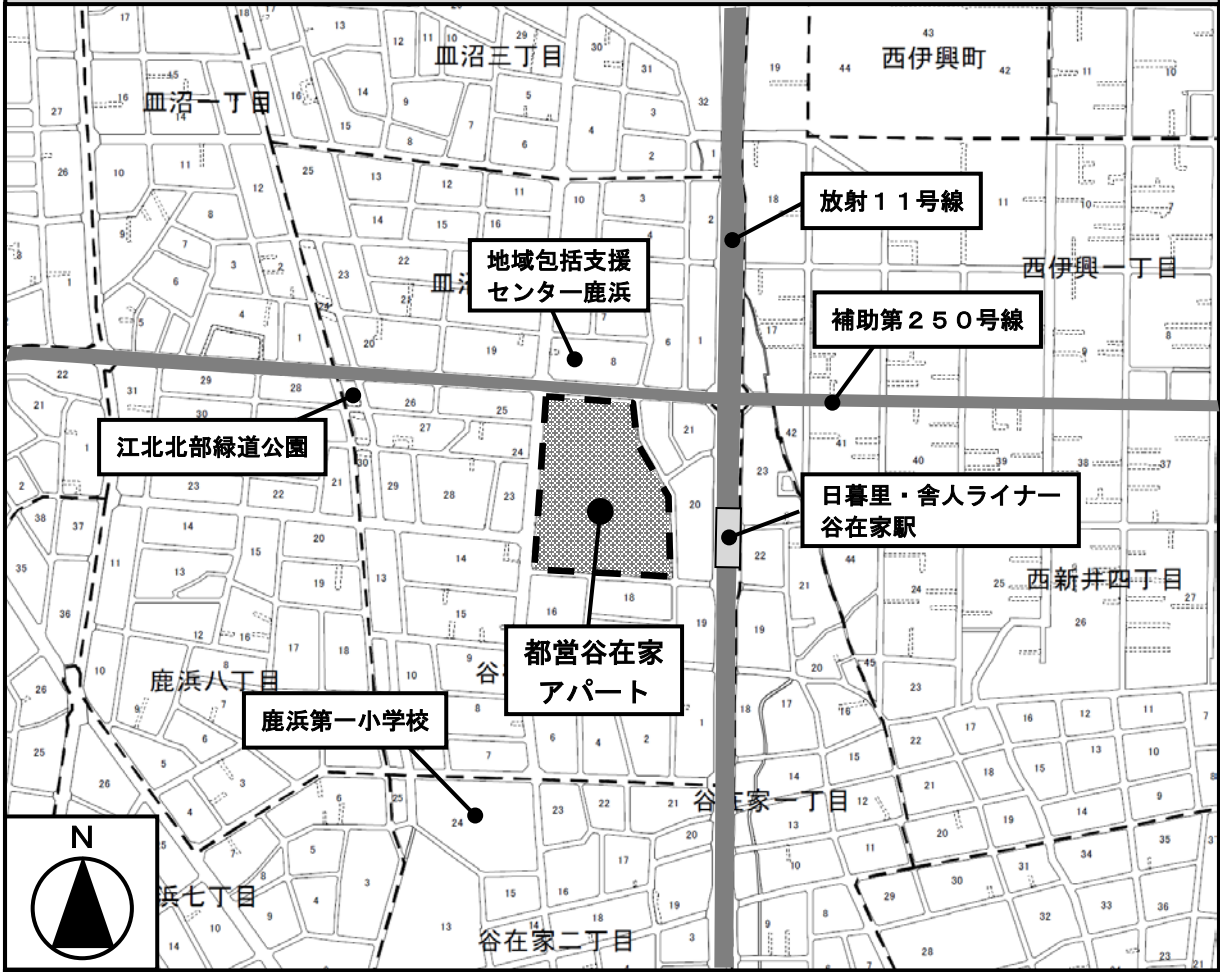


ルール6 垣・柵の構造の制限

道路又は地区施設に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣又はフェンスとする。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造の部分の高さが0.6m以下のものについてはこの限りでない。



谷在家三丁目地区位置図



地区計画の区域・条例の適用区域

足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な市街地環境を確保することを目的とする。

（適用区域）

第2条 この条例の適用を受ける区域は、令和2年足立区告示第592号に定める東京都市計画地区計画谷在家三丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。

（建築物の用途の制限）

第3条 地区整備計画の区域において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。

（建築物の容積率の最高限度）

第4条 建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

- （1）自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
- （2）専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
- （3）蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
- （4）自家発電設備を設ける部分 100分の1
- （5）貯水槽を設ける部分 100分の1
- （6）宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 100分の1

3 第1項に規定する延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。ただし、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合は、高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平

面をいう。)からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項及び次項において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(次項に定める部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の3分の1を超える場合は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)は、算入しない。

- 4 第1項に規定する延べ面積には、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。
- 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第25条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
- 6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第5条 建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、巡査派出所、公衆電話所、公衆便所、あずま屋、消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫、ガバナーステーション、バルブステーションその他これらに類するもの又は区長が良好な住環境を害するおそれがないと認めたものの敷地にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、同項の規定の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地（壁面の位置の制限）

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度は、

地区計画の計画図 3 に示す壁面の位置の制限の数値とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の地盤面下の部分
- (2) 軒の高さが2.3メートル以下の建築物
- (3) 巡査派出所、消防団詰所又は消防団倉庫の用途に供する建築物
- (4) ガバナーステーション、バルブステーションその他これらに類するもの
(建築物の高さの最高限度)

第8条 建築物の高さは、30メートルを超えてはならない。

2 前項の建築物の高さの算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 昇降機塔その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積（施行令第2条第4項に規定する水平投影面積の算定方法による。）の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
- (2) 屋上に設置する建築設備は、当該建築物の高さに算入しない。
- (3) 屋上点検口、棟飾、防火壁の屋上突出部分その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
(垣又は柵の構造制限)

第9条 道路又は地区施設に面して設ける垣又は柵の構造は、当該道路面より0.6メートルを超える高さの部分について、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造としてはならない。

(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第10条 法第86条第1項又は第2項の規定により認められた一団地内に1又は2以上の構えを成す建築物又は一定の一団の土地の区域内に存する建築物の位置及び構造を前提として建築物が建築される場合において、当該区域内に存することとなる各建築物に対する第4条から第7条までの規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

2 法第86条第8項の規定により公告された対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前項の規定を準用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第3条及び第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を

含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。

2 法第3条第2項の規定により第3条及び第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)が50平方メートルを超えず、かつ、基準時における床面積の2分の1を超えない場合においては、当該建築物のうちこれらの規定に適合しない既存部分について、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条及び第7条から第9条までの規定は適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第3条及び第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条及び第7条から第9条までの規定は適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第12条 区長がこの条例の各規定(第4条及び第5条を除く。)の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物又は建築物の敷地については、その許可の範囲内において、当該各規定は適用しない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第13条 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における建築物の用途の制限に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場合に限り第3条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における敷地面積の最低限度に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場合に限り第6条の規定を適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当するものは、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことによって、同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)

(2) 第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して前項の刑を科する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条－第6条関係）

地区の区分	ア	イ	ウ	エ
	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度
住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅、寄宿舍 2 集会所 3 診療所 4 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 6 消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫	10分の15	10分の4	1,000㎡

	<p>7 ガバナーステーション、バルブステーション</p> <p>8 上記各号の建築物に付属するもの</p>			
公共公益施設地区	<p>建築基準法別表第2 (は)項に掲げる建築物以外の建築物。ただし、次に該当するものを除く。</p> <p>1 主要用途を店舗、飲食店その他これらの用途に供するもの</p> <p>2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>			500m ²

第 2 9 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区区営住宅条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室住宅課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>(1) 区営住宅に同性パートナーが入居できるようにするため。</p> <p>(2) シルバーピア居住者等への移転料を支払えるようにするため。</p> <p>2 改正概要</p> <p>(1) 同性パートナーを入居可とする改正 区営住宅に同性パートナーが入居できるようにするために、使用申込者の資格要件を追加する。</p> <p>(2) シルバーピア居住者等への移転料の支払いに関する改正 借上契約が終了するシルバーピアの居住者は、他のシルバーピアなどに移転していただく必要がある。その際、対象者に対して移転料の支払いができるようにする。 また、シルバーピアの生活援助員に対しても、居住者と同様に移転料等の支払いができるようにする。</p> <p>3 改正内容 新旧対照表（別紙参照 P 2 2～2 4）</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	<p>条例等の改正に伴い、必要な規定整備を行うとともに、的確に事務を実施していく。</p>

足立区営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区営住宅条例 平成9年12月24日条例第33号</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>(使用申込者の資格)</p> <p>第5条 一般区営住宅を使用できる者は、申込をした日において、次の各号に掲げる条件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)その他婚姻の予約者_____を含む。以下同じ)</p> <p>があること。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第6条～第26条 (省略)</p> <p>(住宅の返還)</p> <p>第27条 区営住宅を返還しようとする場合は、返還しようとする日の14日前までに区長に届け出て、当該住宅の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>第25条第1項第1号又は第3号に規定する工作物があるときは、</u>使用者は、自己の費用でこれを撤去して原状に復さなければならない。</p> <p>第28条～第35条 (省略)</p> <p>(使用許可の取消しと住宅の明渡請求)</p>	<p>○足立区営住宅条例 平成9年12月24日条例第33号</p> <p>第1条～第4条 (現行のとおり)</p> <p>(使用申込者の資格)</p> <p>第5条 一般区営住宅を使用できる者は、申込をした日において、次の各号に掲げる条件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)その他婚姻の予約者<u>及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者</u>を含む。以下同じ)</p> <p>があること。</p> <p>(3)～(5) (現行のとおり)</p> <p>第6条～第26条 (現行のとおり)</p> <p>(住宅の返還)</p> <p>第27条 区営住宅を返還しようとする場合は、返還しようとする日の14日前までに区長に届け出て、当該住宅の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、_____使用者は、自己の費用で_____原状に復さなければならない。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、区営住宅建替事業の施行又は借上げ期間の終了に伴い区営住宅の使用者が住宅を返還する場合には、前項に規定する義務の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>第28条～第35条 (現行のとおり)</p> <p>(使用許可の取消しと住宅の明渡請求)</p>

改正前	改正後
<p>第 36 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用許可を取り消し、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) ~ (11) (省略)</p> <p>2 前項の規定により、明渡しの請求を受けた者は、区長が指定した日までに当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、<u>損害賠償その他の請求をすることができない。</u></p> <p>3~6 (省略)</p>	<p>第 36 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用許可を取り消し、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) ~ (11) (現行のとおり)</p> <p>2 前項の規定により、明渡しの請求を受けた者は、区長が指定した日までに当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、<u>第 41 条第 3 項に規定する場合を除き、損害賠償その他の請求をすることができない。</u></p> <p>3~6 (現行のとおり)</p> <p>7 区長は、<u>第 1 項第 10 号に該当することにより、同項の請求を受けた者</u>に対し、<u>必要な仮住居を提供し、又は他の一般区営住宅若しくは高齢者住宅の使用を許可することができる。</u></p>
<p>第 37 条~第 38 条 (省略)</p>	<p>第 37 条~第 38 条 (現行のとおり)</p>
<p>第 3 章 <u>住宅建替事業</u></p> <p>(建替事業の施行に伴う明渡請求)</p>	<p>第 3 章 <u>区営住宅建替事業等</u></p> <p>(建替事業の施行に伴う明渡請求)</p>
<p>第 39 条 区長は、<u>住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めたときは、除却しようとする区営住宅 (一般区営住宅に限る。この章及び第 18 条において同じ。)</u> の使用者に対し、当該住宅の明渡しを請求することができる。この場合の明渡しの期限は、当該請求する日の翌日から起算して 6 月を経過した日以降の日としなければならない。</p>	<p>第 39 条 区長は、<u>区営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めたときは、除却しようとする区営住宅</u> <u>の使用者</u> に対し、当該住宅の明渡しを請求することができる。この場合の明渡しの期限は、当該請求する日の翌日から起算して 6 月を経過した日以降の日としなければならない。</p>
<p>2~3 (省略)</p>	<p>2~3 (現行のとおり)</p>
<p>第 40 条 (省略)</p>	<p>第 40 条 (現行のとおり)</p>
<p>(説明会の開催、移転料の支払等)</p>	<p>(説明会の開催、移転料の支払等)</p>
<p>第 41 条 区長は、<u>住宅建替事業の施行</u> <u>に</u> 関し、説明会を開催する等当該事業により除却すべき住宅の使用者 <u>の協力</u> が得られるように努めなければならない。</p>	<p>第 41 条 区長は、<u>区営住宅建替事業の施行</u> <u>又は区営住宅の借上げ期間の終了に</u> 伴う <u>当該区営住宅の明渡し</u> <u>に</u> 関し、説明会を開催する等当該事業により除却すべき住宅の使用者 <u>又は当該明渡しに係る使用者</u> の協力が得られるように努めなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 区長は、___住宅建替事業により除却すべき区営住宅の使用者が当該事業の施行に伴い住宅を移転した場合には、通常必要な移転料の支払その他必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 区長は、<u>区営住宅建替事業</u>により除却すべき区営住宅の使用者が当該事業____業の施行に伴い住宅を移転した場合には、通常必要な移転料の支払その他必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第42条～第50条 (省略)</p> <p>(生活援助員)</p>	<p>3 区長は、<u>第36条第1項第10号</u>に該当することにより同項の請求を受けた者が住宅を移転した場合には、通常必要な移転料の支払その他必要な措置を講じることができる。</p>
<p>第51条 区長は、高齢者住宅の使用者の安全な日常生活を確保するため、生活援助員を置くことができる。</p>	<p>第42条～第50条 (現行のとおり)</p> <p>(生活援助員)</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>第51条 区長は、高齢者住宅の使用者の安全な日常生活を確保するため、生活援助員を置くことができる。</p>
<p>第52条～第53条 (省略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 区長は、<u>高齢者住宅の借上げ期間の終了に伴い、生活援助員が住宅を移転した場合には、通常必要な移転料の支払その他必要な措置を講じることができる。</u></p>
<p>第52条～第53条 (省略)</p>	<p>第52条～第53条 (現行のとおり)</p>
	<p>付 則 (令和3年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u></p>

第 3 0 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路整備室道路管理課
内 容	<p>1 改正理由 足立区河川流水占用料等徴収条例における流水占用料等は、東京都河川流水占用料等徴収条例（以下「都条例」という。）に準拠している。 この度、都条例の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）があったので、本条例の一部を改正する。本条例は、概ね 3 年程度で改正しており、前回は、平成 2 9 年に改正した。 なお、伝右川・圀川・旧綾瀬川・芝川・新芝川は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、都条例による徴収事務を行っている。</p> <p>2 対象河川 【準用河川】花畑川</p> <p>3 新旧対照表 別紙参照 P 2 6</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>《参考》 有料占用物件（令和 3 年 2 月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 種・・・ガス管、電気ケーブル、電気通信ケーブル ・ 第 4 種（2）・・・ガス管、電気ケーブル、電気通信ケーブル ・ 第 5 種・・・電柱、電話柱（支線柱） ・ 第 6 種・・・電気ケーブル、電気通信ケーブル、同軸ケーブル
今後の方針	

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正前			改正後		
○足立区河川流水占用料等徴収条例 平成13年3月30日条例第38号			○足立区河川流水占用料等徴収条例 平成13年3月30日条例第38号		
第1条～第6条（省略）			第1条～第6条（現行のとおり） 付則（令和 年 月 日条例第 号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。		
別表（第3条関係） 1 流水占用料			別表（第3条関係） 1 流水占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
工業用等（ 発電用を除く。）	1リットル毎秒 につき1年	6,189円	工業用等（ 発電用を除く。）	1リットル毎秒 につき1年	6,288円
備考 1～3（省略） 2 土地占用料			備考 1～3（現行のとおり） 2 土地占用料		
種別	単位	金額（ 年額）	種別	単位	金額（ 年額）
第1種	1平方メートルにつき1年	2,368円	第1種	1平方メートルにつき1年	2,548円
第2種	1平方メートルにつき1年	1,015円	第2種	1平方メートルにつき1年	1,092円
第3種	1平方メートルにつき1年	3,383円	第3種	1平方メートルにつき1年	3,641円
第4種	1平方メートルにつき1年	3,383円	第4種	1平方メートルにつき1年	3,641円
第5種	1平方メートルにつき1年	3,383円	第5種	1平方メートルにつき1年	3,641円
第6種	1平方メートルにつき1年	1,691円	第6種	1平方メートルにつき1年	1,820円
第7種	1平方メートルにつき1年	3,383円	第7種	1平方メートルにつき1年	3,641円
備考 1～5（省略）			備考 1～5（現行のとおり）		

《参考》

土地占用料の種別

第1種

- (1) 船、いかだ等の係留、栈橋の設置又は給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの
- (2) 橋りょう（居住者等のための通路の用に供するものに限る。）の設置を目的とするもの
- (3) 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの

第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの

第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設工作物又はこれらの附属施設の設置を目的とするもの

第4種

- (1) 橋りょう（第1種（2）に該当するものを除く。）の設置を目的とするもの
- (2) 橋りょうへの添架を目的とするもの

第5種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの

第6種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの

第7種 前各種に属さないもの

第 3 1 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区景観条例の一部を改正する条例
所管部課名	都市建設部都市計画課
内 容	<p>1 改正理由 本条例は、足立区景観計画の改定に合わせ、景観法の届出における完了届の義務化及び委員の任期を延長するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 改正の概要 (1) 行為の完了の届出を新設 完了届は景観法に規定がなく、任意提出であるため、現状約 6 割の届出率しかなく、計画の履行状況の確認が不十分である。このような状況を改善するため、行為の完了届出を義務化する。 なお、第二次景観計画の指標にも「景観の届出の内容が反映された完了届出割合」を位置付けており、進捗管理を行っていく。 ※ 行為の届出対象例 ア 一般地域 ・ 建築物の高さ 15 m 以上 ・ 延べ床面積 1,000 m² 以上 イ 西新井大師特別景観形成地区 門前エリア ・ 建築確認申請の必要な建築物（建築基準法） (2) 足立区景観審議会委員任期を変更 継続的な景観形成に関する重要事項を審議するため、景観審議会委員の任期を 2 年から 3 年へ変更する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙参照 P 28～29</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	<p>1 条例等の改正に伴い、必要な規定整備を行うとともに、区民及び事業者等への的確な指導に努めていく。</p> <p>2 景観審議会委員から継続的な意見聴取を行いながら、良好な景観形成を推進していく。</p>

足立区景観条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

別紙

改正前	改正後
<p>○足立区景観条例 平成21年3月25日条例第24号</p> <p>改正 平成25年3月28日条例第38号 平成31年3月15日条例第11号</p> <p>足立区景観条例を公布する。</p> <p>第1条から第13条（省略）</p> <p>第14条（省略）</p> <p>第15条から第32条（省略）</p> <p>第33条（省略） 2、3（省略） 4 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5～15（省略）</p> <p>第34条（省略）</p>	<p>○足立区景観条例 平成21年3月25日条例第24号</p> <p>改正 平成25年3月28日条例第38号 平成31年3月15日条例第11号 <u>令和3年〇月〇日条例第〇号</u></p> <p>足立区景観条例を公布する。</p> <p>第1条から第13条（現行のとおり）</p> <p>第14条（現行のとおり） <u>（行為の完了の届出）</u></p> <p><u>第14条の2 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出を行い、又は同条第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</u></p> <p>第15条から第32条（現行のとおり）</p> <p>第33条（現行のとおり） 2、3（現行のとおり） 4 委員の任期は<u>3年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5～15（現行のとおり）</p> <p>第34条（現行のとおり）</p>

改正前	改正後
	<p data-bbox="1205 225 1733 256">付 則（令和 3 年〇月〇日条例第〇号）</p> <p data-bbox="1167 269 1317 301">（施行期日）</p> <p data-bbox="1126 316 1789 347">1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="1167 360 1317 392">（経過措置）</p> <p data-bbox="1126 405 2119 526">2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の足立区景観条例第 1 4 条第 1 項の規定による届出をした行為に係る手続については、なお従前の例による。</p>

第 3 2 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例
所管部課名	建築室建築調整課
内 容	<p>1 改正理由 令和 3 年 4 月 1 日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されることに伴い、当区における地区計画条例全 4 0 件の内、「足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を含む 2 2 条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令において、建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）への適合義務の対象が拡大され、小学校、中学校等も含まれることとなる。この改正により、新たな規定が追加されることで条ずれが生じるため、これに対応する。</p> <p>3 改正内容 「改正する地区計画条例一覧」別紙 1 参照 P 3 1 「新旧対照表」別紙 2 参照 P 3 2～5 3</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。

改正する地区計画条例一覧

(条例制定順)

番号	地区計画条例
1	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
2	足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
3	足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
4	足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
5	足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
6	足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
7	足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
8	足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
9	足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
10	足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
11	足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
12	足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
13	足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
14	足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
15	足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
16	足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
17	足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
18	足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
19	足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
20	足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
21	足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
22	足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 (省略)</p> <p>第5条～第15条 (省略)</p>	<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第25条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 (現行のとおり)</p> <p>第5条～第15条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 8 年12月24日条例第46号</p>	<p>○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 8 年12月24日条例第46号</p>
<p>第 1 条～第 3 条 （省略）</p>	<p>第 1 条～第 3 条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第 4 条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第 4 条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第 1 項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第 3 項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第 2 条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の 1 を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第 1 項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第 3 項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第 2 条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の 1 を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第 5 条～第14条 （省略）</p>	<p>第 5 条～第14条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成11年7月14日条例第30号</p>	<p>平成11年7月14日条例第30号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4 （省略）</p>	<p>第4条 1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第14条 （省略）</p>	<p>第5条～第14条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>	<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第4条の2～第13条 （省略）</p>	<p>第4条の2～第13条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p>	<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条 1～4 (省略)</p>	<p>第4条 1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 (省略)</p>	<p>6～7 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第15条 (省略)</p>	<p>第5条～第15条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p> <p>第1条～第3条 （省略）</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （省略）</p> <p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p> <p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条</p> <p>1～4（現状のとおり）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （現状のとおり）</p> <p>第5条～第15条 （現状のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第26号</p>	<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第26号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第27号</p>	<p>○足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～8 (省略)</p>	<p>6～8 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第14条 (省略)</p>	<p>第5条～第14条 (現行のとおり)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u>（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年10月25日条例第38号</p>	<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年10月25日条例第38号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第39号</p>	<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第39号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第13条 （省略）</p>	<p>第5条～第13条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>	<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日条例第83号</p>	<p>○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日条例第83号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月29日条例第50号</p>	<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月29日条例第50号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第45号</p>	<p>○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第45号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第46号</p>	<p>○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第46号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月25日条例第27号</p>	<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月25日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月28日条例第24号</p>	<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月28日条例第24号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月28日条例第16号</p>	<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月28日条例第16号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>

足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成30年7月2日条例第41号</p>	<p>平成30年7月2日条例第41号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>

足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成30年7月2日条例第42号</p>	<p>平成30年7月2日条例第42号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>

足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>	<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4 （省略）</p>	<p>第4条 1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月25日条例第11号</p>	<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月25日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p>
<p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

第 3 3 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例						
所管部課名	建築室建築調整課						
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>令和元年 6 月 2 5 日に建築基準法（以下「法」という。）及び同年 1 2 月 2 5 日に東京都建築安全条例（以下「都条例」という。）の一部改正が施行された。これに伴い、東京都市計画防災街区整備地区計画全 5 地区が都市計画変更（令和 2 年 1 1 月 1 6 日足立区告示第 5 2 1 号から第 5 2 5 号）されたため、「足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要</p> <p>（1）建築物の構造に関する防火上必要な制限の改正（第 1 0 条）</p> <p>今回の法第 6 1 条及び第 6 2 条、並びに都条例第 7 条の 3 の改正は、建築物の建替え等の促進により、市街地の安全性の向上を図るために行われた。</p> <p>この法改正により、建築可能な構造が拡大されたため、建築物の構造に関する防火上必要な制限について改正する（下表参照）。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">改正前</th> <th style="padding: 5px;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 耐火建築物</td> <td style="padding: 5px;">1 耐火建築物等（延焼防止建築物を含む）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 準耐火建築物</td> <td style="padding: 5px;">2 準耐火建築物等（準延焼防止建築物含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）文言の整理（第 4 条、第 7 条、第 1 1 条及び第 1 6 条）</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により生じる条ずれの修正を行う。また、条例の本文中にある「すみ切り」を「隅切り」に、「算定」を「算入」に、「特定地区防災施設」を「特定地区防災施設道路」に改める。</p> <p>3 改正内容</p> <p>「新旧対照表」別紙参照 P 5 5 ～ 5 7</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	改正前	改正後	1 耐火建築物	1 耐火建築物等（延焼防止建築物を含む）	2 準耐火建築物	2 準耐火建築物等（準延焼防止建築物含む）
改正前	改正後						
1 耐火建築物	1 耐火建築物等（延焼防止建築物を含む）						
2 準耐火建築物	2 準耐火建築物等（準延焼防止建築物含む）						
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。						

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

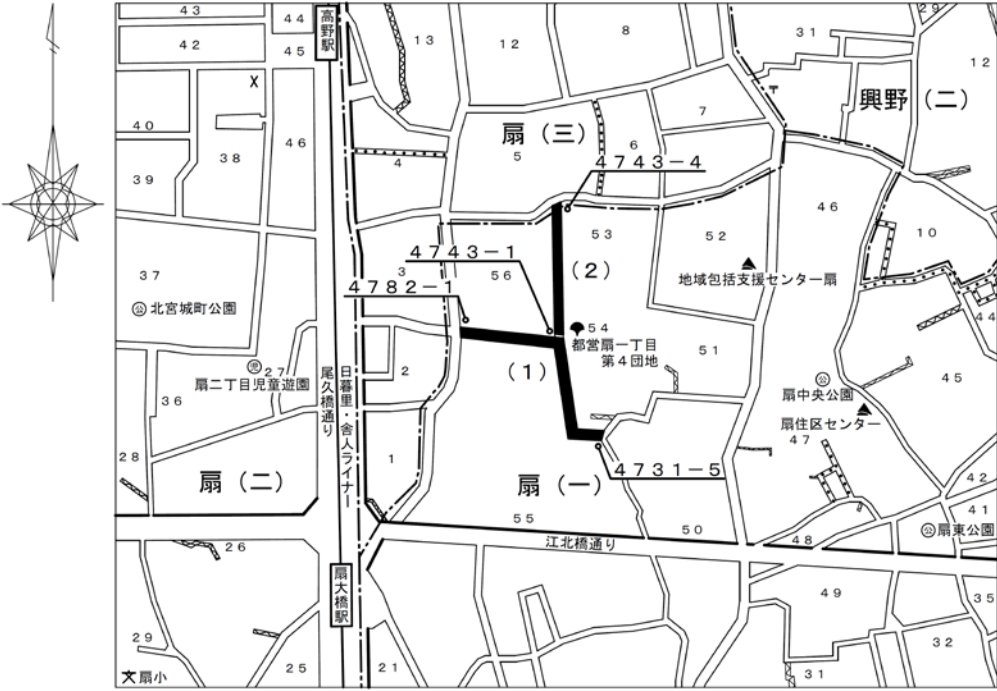
改正前	改正後
<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月24日条例第59号</p>	<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月24日条例第59号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 （省略）</p>	<p>第4条 （現行のとおり）</p>
<p>2～4 （省略）</p>	<p>2～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6、7 （省略）</p>	<p>6、7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条、第6条 （省略）</p>	<p>第5条、第6条 （現行のとおり）</p>
<p>（壁面の位置の制限）</p>	<p>（壁面の位置の制限）</p>
<p>第7条 （省略）</p>	<p>第7条 （現行のとおり）</p>
<p>2 前項第1号から第4号までの規定は、外壁の後退距離の限度に満たない</p>	<p>2 前項第1号から第4号までの規定は、外壁の後退距離の限度に満たない</p>

改正前	改正後
<p>距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 街区の角にある敷地の<u>すみ切り</u>の底辺からの外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 外壁面から突出した開口部で床面積として<u>算定</u>されない部分</p> <p>(3) ～ (5) (省略)</p>	<p>距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 街区の角にある敷地の<u>隅切り</u>の底辺からの外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 外壁面から突出した開口部で床面積として<u>算入</u>されない部分</p> <p>(3) ～ (5) (現行のとおり)</p>
<p>第7条の2～第9条 (省略)</p>	<p>第7条の2～第9条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の構造に関する防火上の制限)</p> <p>第10条 準防火地域内においては、延べ面積が500平方メートルを超える建築物は耐火建築物_____とし、その他の建築物は耐火建築物__又は準耐火建築物_____としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建の付属建築物で、<u>外壁及び軒裏が防火構造のもの</u></p> <p>(2) <u>卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの</u></p> <p>(3) <u>高さ2メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの</u></p> <p>(4) <u>高さ2メートル以下の門又は塀</u></p>	<p>(建築物の構造に関する防火上の制限)</p> <p>第10条 準防火地域内においては、延べ面積が500平方メートルを超える建築物は耐火建築物等(法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。)とし、その他の建築物は耐火建築物等又は準耐火建築物等(同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。)としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>高さ2メートルを超える門又は塀で、延焼防止上支障のない構造としたもの</u></p> <p>(2) <u>高さ2メートル以下の門又は塀</u></p>
<p>2 特定地区防災施設道路に接する敷地にある建築物(特定地区防災施設道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さが5メートル未満の範囲は、<u>空隙がない壁を設ける等</u>_____防火上有効な構造としなければならない。</p>	<p>2 特定地区防災施設道路に接する敷地にある建築物(特定地区防災施設道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さが5メートル未満の範囲は、<u>空隙のない壁が設けられていることその他の防火上有効な構造</u>としなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(垣又は柵の構造制限)</p> <p>第11条 建築物に付属する塀で道路に面する部分の構造は、当該道路面より0.6メートルを超える高さの部分については、ブロック造その他これらに類する構造としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 道路に面する門柱又は門柱に接続する_____長さ__1.2メートル以下かつ高さ__2__メートル以下の<u>ブロック塀その他これらに類するもの</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>第12条～第15条 (省略)</p> <p>(特定地区防災施設道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の適用除外)</p> <p>第16条 建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設___の当該敷地との境界線より低い建築物について第8条に規定する特定地区防災施設道路の路面の中心からの高さの最低限度を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合は、第8条及び第9条の規定は適用しない。</p> <p>第17条～第21条 (省略)</p> <p>別表第1～5 (省略)</p>	<p>(垣又は柵の構造制限)</p> <p>第11条 建築物に付属する塀で道路に面する部分の構造は、当該道路面より0.6メートルを超える高さの部分については、ブロック造その他これらに類する構造としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 道路に面する門柱又は門柱に接続する<u>ブロック塀その他これらに類するもので、その長さが1.2メートル以下かつ高さが2.0メートル以下の_____もの</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>第12条～第15条 (現行のとおり)</p> <p>(特定地区防災施設道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の適用除外)</p> <p>第16条 建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設<u>道路</u>の当該敷地との境界線より低い建築物について第8条に規定する特定地区防災施設道路の路面の中心からの高さの最低限度を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合は、第8条及び第9条の規定は適用しない。</p> <p>第17条～第21条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～5 (現行のとおり)</p>

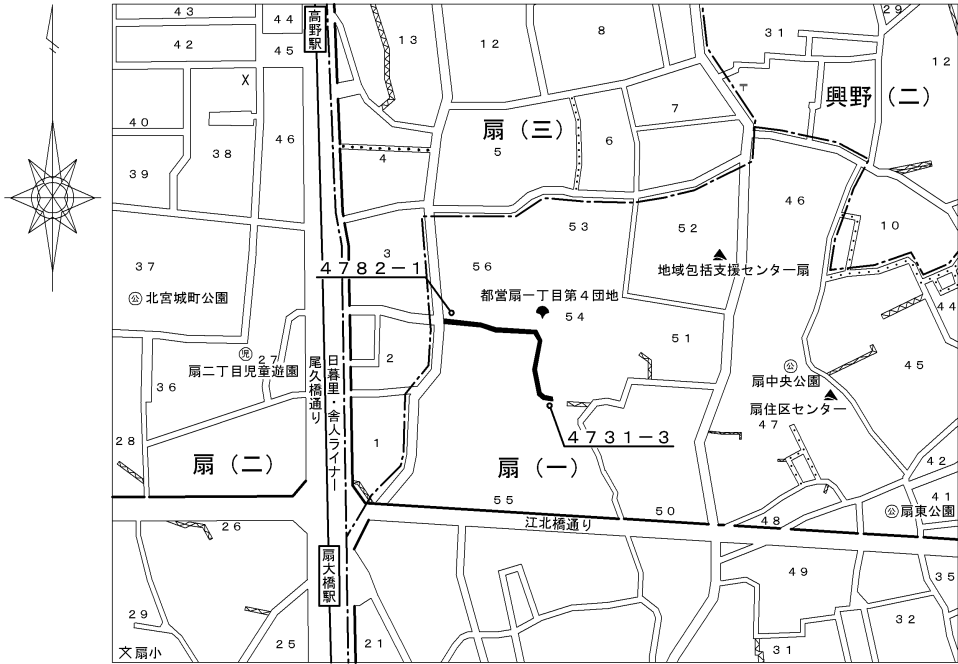
第34号議案説明資料

令和3年3月12日

件名	特別区道路線の認定について																		
所管部課名	道路整備室道路管理課																		
内容	<p>1 概要</p> <table border="1" data-bbox="397 560 1291 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="397 560 571 616">所在</th> <th colspan="2" data-bbox="571 560 1291 616">足立区扇一丁目地内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 616 571 728" rowspan="3">(1)</td> <td data-bbox="571 616 815 672">幅員</td> <td data-bbox="815 616 1291 672">6.00～6.85m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 672 815 728">延長</td> <td data-bbox="815 672 1291 728">178.24m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 728 815 784">面積</td> <td data-bbox="815 728 1291 784">1,088.49㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 784 571 896" rowspan="3">(2)</td> <td data-bbox="571 784 815 840">幅員</td> <td data-bbox="815 784 1291 840">6.00～8.80m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 840 815 896">延長</td> <td data-bbox="815 840 1291 896">106.94m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 896 815 947">面積</td> <td data-bbox="815 896 1291 947">650.66㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 提案理由</p> <p>この路線は、都営住宅建替協議会における財産処理計画の実施に伴い、東京都より移管を受ける都営住宅の外周道路である。今回、特別区道路線の認定要件が成立したので、この案を提出する。</p> <p>足立区扇一丁目地内略図</p>  <p>凡例 新認定特別区道路線</p>		所在	足立区扇一丁目地内		(1)	幅員	6.00～6.85m	延長	178.24m	面積	1,088.49㎡	(2)	幅員	6.00～8.80m	延長	106.94m	面積	650.66㎡
	所在	足立区扇一丁目地内																	
(1)	幅員	6.00～6.85m																	
	延長	178.24m																	
	面積	1,088.49㎡																	
(2)	幅員	6.00～8.80m																	
	延長	106.94m																	
	面積	650.66㎡																	
今後の方針																			

第35号議案説明資料

令和3年3月12日

件名	特別区道路線の廃止について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内容	<p>1 概要</p> <table border="1" data-bbox="397 557 1123 781"> <tr> <td>所在</td> <td>足立区扇一丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>2.73m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>143.79m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>395.93㎡</td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p>この路線は、特別区道路線として管理してきたが、東京都より移管を受ける都営住宅の外周道路が整備されることにより一般の交通の用に供する必要がなくなる。今回、当該特別区道路線を廃止するため、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">足立区扇一丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡例 廃止する特別区道路線</p>	所在	足立区扇一丁目地内	幅員	2.73m	延長	143.79m	面積	395.93㎡
所在	足立区扇一丁目地内								
幅員	2.73m								
延長	143.79m								
面積	395.93㎡								
今後の方針									